**平成２５年（フ）第２３号**
富山県高岡市南幸町４番９号、旧住所富山県高岡市東上関354番地　レッヒェルン東上関301号
債務者　磯部　広則
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第２８号**
富山県射水市橋下条501番地
債務者　寺澤　彰将
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２５年（フ）第５号**
岐阜県美濃加茂市太田町2672番地１
債務者　松井　愛美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２５年（フ）第２７号**
岐阜県飛騨市神岡町西1302番地
債務者　家柄木晴美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２５年（フ）第３５号**
三重県桑名市大字和泉318番地１　シャルロットⅡ103号
債務者　眞榮城美幸
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第４１号**
三重県四日市市日永西２丁目６番13号　サンシティドリームＡ―202
債務者　重信かほる
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２５年（フ）第１０９号**
京都府木津川市木津奈良道46番地１　クリーンハイツオンリーワン408、前住所京都府木津川市加茂町里西鳥口75番地　東ハウス203
債務者　木村　　晃
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３１号**
京都市南区吉祥院前河原町22番地　ベレッツァ西大路603号
債務者　林　富三枝
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３９号**
京都市山科区大宅辻脇町44　甲ノ辻マンション３―303号室、住民票上の住所京都市山科区西野離宮町36番地４　洛東社宅
債務者　早瀬　　貢（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６３号**
京都府八幡市岩田岩ノ前42番地
債務者　奥西いずみ
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１７９号**
京都府長岡京市天神１丁目７番26号　正和荘
債務者　木村　貴士
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１９号**
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅３棟103号
債務者　加藤　敦子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３３号**
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目30番５―101号
債務者　矢野　敬明
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３５号**
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目９番１―608号、前住所兵庫県尼崎市築地５丁目１番20―501号
債務者　金城　義徳
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第８５号**
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目２番16号
債務者　中野　祐子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１１６号**
兵庫県尼崎市西本町６丁目37番地ハイツフォーティーセブン201
債務者　松田　年博
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４６５号**
奈良市三条本町１番93―1305号
債務者　岡田　知美（旧姓北森）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
奈良地方裁判所